

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会
要約筆記者養成講座助成事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会（以下、「協議会」という。）が、聴覚、言語機能、音声機能の障害のため意思疎通を図ることに支障のある障害者等に対し、家庭生活並びに社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うために活動する要約筆記者の養成に関し交通費の助成を行うに必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成を受けることのできる者（以下、「対象者」という。）は、埼玉聴覚障害者情報センター（以下、「情報センター」という。）が行う要約筆記者養成講習会を受講できる者で次のいずれの要件も満たしている者とする。

- (1) 朝霞市在住・在勤者
- (2) 修了後は県の登録を行い活動する意思のある者
- (3) 朝霞市で要約筆記者の講習会、派遣事業が行われる際には協力する意思のある者
- (4) 情報センターの講習会受講が決定した者

(助成対象の事業)

第3条 助成対象となる事業は、情報センターが開催する下記の事業とする。なお、名称が下記と同様でない場合においても、内容が同等であれば対象とする。

- (1) 要約筆記者養成講習会（パソコン）
- (2) 要約筆記者養成講習会（手書き）
- (3) 要約筆記者養成講習会・講師養成講習会

(助成対象者数)

第4条 前条の助成対象者は、予算の範囲内の人数とする。

(助成の申請)

第5条 第3条各号の講習会の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、要約筆記者養成講座助成事業助成金申請書（様式第1号）により協議会に申請するものとし、併せて情報センターが定める受講決定通知書を提出する。

(助成の決定)

第6条 協議会は、前条の申請があったときは、申請者を調査し助成の可否を決定し、要約筆記者養成講座助成事業助成金決定通知書（様式第2号）、又は要約筆記者養成講座助成事業助成金却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(活動報告)

第7条 申請者の受講（出席）等に関する書類は、情報センターから提供を受ける。

(助成金)

第8条 前条の書類に基づき申請者に対し、講座終了日から2ヶ月以内に別表に定める助成金を交付するものとする。

(助成決定の取り消し)

第9条 申請者が、虚偽の申請を行ったと認める時は、協議会は助成決定を取り消すことができるものとする。

2 交付後に発覚した場合には、交付した額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月16日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表（第8条関係）

助成額の支払い基準

助成額	○支給の対象は以下の区間に限る。 会場最寄駅：北浦和駅 ①朝霞台駅 460 円（片道 230 円） ②朝霞駅・志木駅・和光市駅 774 円（片道 387 円） ③新座駅 636 円（片道 318 円） 会場最寄駅：さいたま新都心駅 ④朝霞台駅・新座駅 636 円（片道 318 円） ⑤朝霞駅・志木駅・和光市駅 950 円（片道 475 円）
-----	--